

吸収合併契約に関する事前備置書類

(会社法第 794 条第 1 項に定める書面)

当社は、2023 年 4 月 7 日付で株式会社インテリックス住宅販売との間で締結した合併契約書に基づき、2023 年 5 月 12 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社インテリックス住宅販売を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める事項は以下のとおりです。

2023 年 4 月 10 日

株式会社インテリックス

目 次

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項
4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、
重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行
の見込みに関する事項

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2023年4月7日付で吸収合併契約を締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、
重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行
の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。

従って、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込があると判断いたします。

以上



合併契約書

株式会社インテリックス（以下「甲」という。）と株式会社インテリックス住宅販売（以下「乙」という。）とは、合併のため、次のとおり契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社インテリックス

住所 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社インテリックス住宅販売

住所 東京都渋谷区渋谷二丁目9番11号

（合併承認）

第2条 甲は令和5年4月7日に、乙は令和5年4月7日に、それぞれ取締役会を開催し、本契約書の承認及び合併に必要な事項の決議を経る。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは甲乙協議してこの期日を変更することができる。

（効力発生日）

第3条 合併の効力発生日は、令和5年5月12日とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは甲乙協議してこれを変更することができる。

（会社財産の引継ぎ）

第4条 乙は、令和5年4月6日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書を基礎とし、これにその後の資産及び負債の変動を加減した計算書を添付して合併の効力発生日における資産及び負債の状態を明らかにしたうえで、その資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日に甲に引き継ぐ。

（善管注意義務）

第5条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行する。

（従業員の処遇）

第6条 甲は、乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引き継ぐ。ただし、勤続年数については、乙における計算方式による年数を通算し、その他の細目については、甲乙協議して定める。

(合併条件の変更・解除)

第7条 本契約の締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく、本契約を解除することができる。

(本契約規定以外の事項)

第8条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙は写しを保有するものとする。

2023年4月7日

甲 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
株式会社インテリックス
代表取締役 俊成 誠司



乙 東京都渋谷区渋谷二丁目9番11号
株式会社インテリックス住宅販売
代表取締役 浅野 利夫



株式会社インテリックス住宅販売

第 32 期 計 算 書 類

自 2021年 6月 1日
至 2022年 5月31日

貸借対照表

2022年5月31日現在

株式会社インテリックス住宅販売

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	67,195	【 流 動 負 債 】	4,954
現 金 及 び 預 金	59,068	未 払 金	735
未 収 入 金	717	未 払 費 用	3,904
前 払 費 用	558	預 り 金	243
未 収 消 費 税	6,482	そ の 他	70
そ の 他	368	【 固 定 負 債 】	-
【 固 定 資 産 】	11,886	負 債 合 計	4,954
(有 形 固 定 資 産)	1,486	純 資 産 の 部	
建 物	1,420	【 株 主 資 本 】	74,128
工 具 器 具 備 品	66	資 本 金	10,000
(無 形 固 定 資 産)	351	資 本 剰 余 金	-
電 話 加 入 権	351	利 益 剰 余 金	64,128
(投 資 そ の 他 の 資 産)	10,048	そ の 他 利 益 剰 余 金	64,128
差 入 保 証 金 敷 金	10,048	繰 越 利 益 剰 余 金	64,128
		純 資 産 合 計	74,128
資 産 合 計	79,082	負 債 純 資 産 合 計	79,082

損 益 計 算 書

2021年6月1日から 2022年5月31日まで

株式会社インテリックス住宅販売

(単位: 千円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		
売上仲介手数料	21,788	
その他売上高	7,094	28,882
【販売費及び一般管理費】		62,207
営業損失		△ 33,325
【 営 業 外 収 益 】		
受取利息及び配当金	1	
その他	210	212
経常損失		△ 33,112
【 特 別 損 失 】		
固定資産処分損失	226	226
税引前当期純損失		△ 33,339
法人税、住民税及び事業税	69	
法人税等調整額	2,590	2,660
当期純損失		△ 35,999

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2021年6月1日から 2022年5月31日まで

株式会社インテリックス住宅販売

(単位: 千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	100,127	100,127	110,127	110,127
当期変動額					
当期純利益		△ 35,999	△ 35,999	△ 35,999	△ 35,999
当期変動額合計	-	△ 35,999	△ 35,999	△ 35,999	△ 35,999
当期末残高	10,000	64,128	64,128	74,128	74,128

販売費及び一般管理費明細書

2021年6月1日から 2022年5月31日まで

株式会社インテリックス住宅販売

(単位: 千円)

科 目	金 額
役員報酬	10,800
給与	24,433
賞与	4,662
株式報酬費	511
法定福利費	5,540
福利厚生費	93
退職給付費	285
消耗品費	256
地代	2,796
保険	93
修繕	86
租税	41
減価償却費	221
旅交通費	306
水道光熱費	592
支払手数料	328
新聞図書費	402
販売促進費	3,079
広告宣伝費	4,264
接待交際費	240
諸入り	716
顧客問	513
業務委託	250
	1,200
	493
合 計	62,207

注記表

【重要な会計方針に係る事項】

1. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他は定率法によっております。
 - (2) 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) 長期前払費用……………均等償却によっております。
2. 重要な収益及び費用の計上基準……………「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
主に不動産仲介事業等を行っております。当該事業は、顧客との媒介契約に基づき不動産の売買契約成立に向けた業務から当該物件の引渡しに至る履行手続等の一連の業務に関する義務を負っており、媒介により成立した不動産売買契約に係る物件が引き渡された時点で収益を認識しております。
3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税等の会計処理方法……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 200株
2. 当事業年度末日における自己株式の数 該当事項はありません。
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当 該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数 該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 370,642円 29銭
2. 1株当たり当期純損失 △179,996円 48銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。